

新潟県ソフトボール協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、新潟県ソフトボール協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長指定の所に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、新潟県におけるソフトボールの普及・振興を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ソフトボール大会の主催及び後援
2. 公式ソフトボール競技規則の研究並びに、その実施と普及
3. ソフトボールの普及・発展並びに技術向上に関する研究と指導
4. ソフトボール用具の研究
5. ソフトボール施設の整備，拡充に関すること
6. ソフトボールについての刊行物の発行，紹介
7. その他，本会の目的達成に必要なこと

第3章 組 織

(組 織)

第5条 本会は、本会に加盟したソフトボール関係団体及び本会の目的に賛同して加盟した会員をもって組織する。

第4章 役 員

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 35～50名
- (2) 監事 2名

2. 理事のうち1名を会長とし代表理事とする。
3. 会長以外の理事のうち，支部数以下の数の理事を副会長とする。
4. 会長及び副会長以外の理事のうち1名を理事長，4名以内を副理事長，8名以内を常務理事とする。

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長は理事会で推挙し，評議員会の承認を得て選出する。

2. 理事は，評議員会で選出し，会長が委嘱する。
3. 監事は，評議員会で選出し，会長が委嘱する。

4, 会長が必要と認めるときは, 評議員会の承認を得て, 別に理事を委嘱することができる。

5, 理事長・副理事長及び常務理事は, 理事会で選出する。

(役員 の 任 務)

第8条 会長は, 本会を代表し, 会務を統括する。

2, 副会長は会長を補佐し, 会長事故あるときは, あらかじめ指定された副会長が会長の職務を代行する。

3, 理事長は, 理事会を代表し, 会長の命により会務を掌理する。

4, 副理事長は, 理事長を補佐し, 理事長事故あるときは, あらかじめ指定された副理事長が理事長の職務を代行する。

5, 常務理事及び理事は, 理事長・副理事長と共に理事会を組織して会務の執行にあたる。

6, 監事は, 本会の財務を監査する。必要により理事会に出席し, 意見を述べることができる。

(役員 の 任 期)

第9条 役員 の 任 期 は, 2 年 と す る 。 た だ し, 再 任 を 妨 げ な い 。

2, 役員はその任期が満了しても, 後任者が就任するまでその職務を行う。

第 5 章 会 議

(評 議 員 会)

第10条 評議員会は, 毎年1回開催するものとし会長が召集する。ただし, 必要に応じて臨時に開催することができる。

2, 評議員は, 本会に加盟したソフトボール関係団体から各1名を会長が委嘱する。

3, 評議員は, 評議員会を構成し, 本会の決議機関として会長, 副会長の承認, 理事, 監事の選出, 事業計画, 予算の審議, 事業報告, 決算の承認その他会長が必要と認めた重要事項の審議にあたる。

(理 事 会)

第11条 理事会は, すべての理事をもって構成し, 年1回以上必要に応じて開催するものとし, 会長が召集する。

(定 足 数)

第12条 会議は, 当該構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。なお, 欠席の場合は, 書面をもって出席にかえることができる。

(議 決)

第13条 会議の議事は, 出席者の過半数の同意を得て決定し, 可否同数のときは, 議長がこれを決める。

(議 長)

第14条 評議員会の議長は, その都度出席者の中から選出する。

2, 理事会の議長は, 理事長があたる。

第 6 章 加 盟 及 び 退 会

(加 盟)

第15条 本会の加盟は, 登録によるものとする。

(退 会)

第16条 本会を退会しようとするものは, 会長に届け出るものとする。

2, 本会の名誉を著しく傷つけ, また本会の目的に反した会員は, 会長が理事会に諮り, 退会させることができる。

第7章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は, 次に掲げるもので支弁する。

1. 負担金 2. 寄付金 3. 補助金 4. その他

(負担金)

第18条 本会の加盟団体及び会員は, 負担金を納入するものとする。

2, 負担金の額は, 評議員会で決定する。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は, 毎年1月1日に始まり, 毎年12月31日に終わる。

第8章 事務局

(事務局)

第20条 本会の事務を処理するため事務局を設置する。

2, 事務局に関する事項は, 別に定める。

第9章 付則

(顧問及び参与)

第21条 本会に名誉会長, 顧問及び参与をおくことができる。

2, 名誉会長, 顧問及び参与は, 評議員会の承認を得て会長が委嘱する。

3, 名誉会長は, 本協会の重要事項について会長に意見を述べるすることができる。顧問は, 会長の諮問に応じ, 参与は, 理事会の諮問に応ずる。

(細則への委任)

第22条 本会の運営に必要な細則は, 理事会が別に定める。

(表彰)

第23条 表彰についての規定は, 別に定める。

(上部団体への加入)

第24条 本会は新潟県支部として, 公益財団法人日本ソフトボール協会に加盟するものとする。
2, 中日本ソフトボール連合及び中ブロック, 北信越ソフトボール協会に加盟し新潟県支部となる。

3, 公益財団法人新潟県スポーツ協会に加盟する。

4, その他スポーツ及びソフトボールの振興を目的とした団体に加盟することができる。

(会則の変更)

第25条 この会則は, 評議員会において, 出席者の4分の3以上の同意を得て改正することができる。

(施行期日)

第26条 本会則は, 昭和55年4月1日から施行する。

2, 本会則は, 一部を改正し, 平成12年4月1日から施行する。

3, 本会則は, 一部を改正し, 平成26年4月1日から施行する。

4, 本会則は, 一部を改正し, 平成27年1月1日から施行する。

5、本会則は、一部を改正し、令和2年1月1日から施行する。

新潟県ソフトボール協会表彰規定

(根拠)

第1条 この規定は、新潟県ソフトボール協会会則第23条により定める。

(目的)

第2条 この規定は、本県ソフトボールの発展に貢献した功績顕著な者を表彰し、斯道の振興に寄与することを目的とする。

(表彰の種類)

第3条 前条による表彰は、次の2種類とする。

1. 優秀チーム・選手表彰
2. 功労者表彰

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を贈ることによって行う。ただし、記念品を添えることができる。

(被表彰者の選考)

第5条 被表彰者の選考にあたっては、関係団体から広く推薦を受け、理事会で審議決定する。

(上部団体への推薦)

第6条 特に功績顕著なものは上部関係団体その他へ被表彰者として推薦することができる。

(内規への委任)

第7条 この規定の運用に必要な事項は、理事会が別に定める内規による。

(規定の変更)

第8条 この規定の条項は、評議員会で4分の3以上の同意を得て変更することができる。

昭和55年4月1日から施行

平成12年4月1日から施行(一部変更)

平成27年1月1日から施行(一部変更)

新潟県ソフトボール協会表彰規定内規

被表彰者の規準

被表彰者は、次の基準に該当する者とする。

1, 優秀チーム・選手

(1) 協会加盟チームで、全国大会3位以上の成績をあげた者

(2) 協会加盟チームで、所定の県並びに北信越の予選を経て、3年連続全国大会へ参加した者

(3) (1)(2)及び、これに準ずる成績をあげたチームの選手で、技術・態度が特に優秀で他の模範となる者

(4) (1)(2)(3)に準ずるチーム及び選手で、特に理事会で認める者

2, 功労者

(1) 本協会の役員として、永年、協会の運営に精励し、ソフトボールの発展に寄与した者

(2) 本協会の公認審判員、公式記録員及び公認指導者として、永年、公式大会の運営に尽力し、優れた技術と識見を有し、他の模範となる者

(3) 協会加盟チームの関係者(代表者・監督・コーチ等)で、連続10年以上にわたり、ソフトボールの振興につとめ、著しい業績をあげた者

(4) (1)(2)(3)に準ずるもの、或いは、その他の者で、特に理事会で認める者

被表彰者の推薦

表彰規程第5条の規定による被表彰者の推薦は、協会所定の様式により行うものとする。

2, 被表彰者の推薦は、毎年12月末日までに協会に提出するものとする。

表彰期日

表彰は原則として、評議員会において行う。

平成12年4月1日実施

平成27年1月1日実施

新潟県ソフトボール協会運営細則

1, 目的

新潟県ソフトボール協会会則(以下会則という)第22条の規定により,円滑な運営を図ることを目的としてこの細則を定める。

2, 加盟団体及び会員

会則第5条によるソフトボール関係団体及び会員は次による。

1, ソフトボール関係団体

- (1) 市町村ソフトボール協会
- (2) ソフトボールチーム
- (3) 中学校体育連盟ソフトボール専門部(以下「中体連」という)
- (4) 高等学校体育連盟ソフトボール専門部(以下「高体連」という)
- (5) 本会の目的に賛同した団体

2, 会 員

- (1) 審判員
- (2) 記録員
- (3) 指導者
- (4) 本会の目的に賛同した個人

3, 理事の選出

会則第6条及び第7条による理事の選出は次による。

- 1, 市町村ソフトボール協会
- 2, 中体連
- 3, 高体連
- 4, 審判員
- 5, 記録員
- 6, 指導者
- 7, 会長指名による者

理事の選出方法・基準は,新潟県ソフトボール協会運営細則の申し合わせ事項による。

4, 委員会

会則第8条の会務を執行するため,次の委員会をおく。

- (1) 総務 (2) 財務 (3) 技術 (4) 審判 (5) 記録 (6) 指導者
- (7) ルール (8) 広報 (9) 普及

なお,必要に応じて,特別委員会を置くことができる。

2, 各委員会には,委員長1名,副委員長若干名,委員若干名をおく。

3, 委員長は,本会の副会長,理事長,副理事長,常務理事の中から,委員は理事が委嘱される。

4, 必要によって,理事以外から委員を委嘱することができる。

5, 委員の任期は2年とする。ただし,再任を妨げない。

6, 委員会は,原則として年に1回開くものとし,委員長が理事長と協議のうえ召集する。

7, 委員会の業務は,別に定める。

5, 登 録

会則第15条による登録は,次によるものとする

1, 登録の区分

(1) ソフトボールチームは、チームとして登録するものとする。

- ①一般チーム 県内に在住する者によって編成したチーム
(官庁・会社・工場・事業所・居住地・クラブ等)
- ②教員チーム 県内学校に勤務する教員で編成したチーム
- ③大学チーム 同一大学に在学する学生で編成したチーム
- ④高校チーム 同一高等学校に在学する生徒で編成したチーム
- ⑤中学校チーム 同一中学校に在学する生徒で編成したチーム
- ⑥小学生チーム 地域の小学生で編成したチーム

(2) その他の関係諸団体は、団体として登録するものとする。

(3) 審判員・記録員・指導者は、個人登録をするものとする。

(4) 本会の目的に賛同する会員は、個人登録をするものとする。

2, 登録の方法

(1) ソフトボールチーム、審判員・記録員・指導者は、毎年4月末日までに登録(更新を含む)するものとし、本協会に登録したものは(公財)日本ソフトボール協会に登録される。

(2) 関係団体及び本会の目的に賛同した会員は、退会まで継続する。

(3) 登録は、所定の用紙によって行うものとする。

(4) 登録内容の変更、取り消しは、直ちに本協会に届け出るものとする。

(5) 登録方法の細部については、(公財)日本ソフトボール協会の規定による。

6, 負担金

会則第18条の負担金は、登録費として次による。

- (1) ソフトボールチーム
- (2) 審判員, 記録員, 指導者
- (3) 関係団体(市町村のソフトボール協会等)
- (4) 個人会員(役員を含む)

2, 登録費は毎年決定した額を納入するものとする。

7, 事務局

会則第20条による事務局は、次による。

- 1, 事務局に事務局長をおく。
- 2, 必要により事務局次長及び幹事をおく。
- 3, 事務局長は会長が任命する。
- 4, 事務局長は、理事長の命を受け、会の事務を処理する。
- 5, 事務局には事務処理上必要な会則・役員名簿・登録関係簿・会計諸帳簿・会議記録・文書記録・事務局記録等を整備, 保管する。

8, 上部団体の役員

会則第24条による加盟団体の役員は、会長が指名する。

9, 細則の変更

この細則は、理事会で出席者の4分の3以上の同意を得て変更することができる。

10, 施行日

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

新潟県ソフトボール協会運営細則の申し合わせ事項

(平成12年4月1日実施)

1, 理事の選出

定数以内においてあらかじめ, 加盟団体及び会員の登録数を勘案して配分する。

なお, 選考に当たっては, 加盟団体からの推薦を求めるものとする。

2, 支部代表者会

加盟団体を, 県協会の支部として, 負担金等支部運営に影響を及ぼす重要な問題及び本会の運営について協議するため, 支部代表者会を開催することができる。

支部代表者会は, 各支部代表者(会長及び理事長, 中体連, 高体連は委員長)のほか必要に応じて, 事務局長及び他の者の出席を求めることができる。

3, その他

必要により理事長, 総務委員長, 事務局長会議をもち, 会の運営と円滑化について協議を行うことができる。

